

入札設計図書等に関する質問回答等取扱要領

令和2年7月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、白子町の発注する建設工事及び測量等業務（以下「工事等」という。）について、入札契約手続における透明性、公平性を図る観点から、入札設計図書等に関する質問書の提出及び質問書の回答等に関する必要な手続を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 原則として、競争入札を行う全ての工事等を対象とするが、閲覧期間の極めて短いもの等、この要領によることが適当でないと考えられるものは対象から除くことができる。

(質問書の提出)

第3条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札設計図書等（設計書、図面、仕様書等）に関して質問がある場合は、次に定めるところにより質問書を提出することができるものとする。

(1) 提出方法

入札設計図書等に関する質問書（別記様式第1号）に質問等を入力し、工事等主管課（所）へ電子メール、ファクシミリ又は持参により提出するものとする。その他の方法によるものは受け付けない。

(2) 提出期限

制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）については、入札公告にあらかじめ定める期限まで、その他については、入札日から起算して5日前まで（白子町の休日に関する条例（平成元年条例第25号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。

(質問への回答)

第4条 質問書の提出があった場合は、次に定めるところにより質問の内容に対して回答を行うものとする。

(1) 質問回答書の作成

質問書の受領後は、工事等主管課（所）において入札設計図書等に関する質問回答書（別記様式第2号）を作成し、決裁をとるものとする。なお、類似する複数の質問については、一括して回答できるものとする。

(2) 質問への非回答

前条（2）の期限を過ぎて提出された質問には回答しない。

(3) 回答方法

（1）で決裁済みの質問回答書を入札参加者へ電子メール又はファクシミリにより回答するものとする。

(4) 回答期限

一般競争入札については、入札公告にあらかじめ定める期限まで、その他については、

入札日から起算して2日前まで（休日を除く。）とする。

（質問回答書の取扱い）

第5条 質問回答書は、契約図書の一部として扱われるものであるため、設計図書に添付し保管すること。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和2年7月1日から施行する。